

一般社団法人 日本臨床精神神経薬理学会 評議員選出規則

第 1 条 (目的)

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会（以下「本会」という）は、定款第 18 条第 3 項にもとづき、評議員の選出方法等に関する事項についてこの規則を定める。

第 2 条 (選出方法)

評議員の選出は、定時評議員総会の決議によって行う。

- II. 次条に定める評議員候補者が定款第 18 条第 1 項の定数を超過した場合は、定時評議員総会において選挙を実施して選出する。
- III. 選挙に関する事項については、本会の「役員選出規則」第 3 章乃至第 6 章（第 35 条を除く）の規定を準用する。ただし、第 3 章における選挙管理委員会は理事会と読み替え、委員は理事と読み替えたうえ第 10 条の員数規定は削除し、委員長は理事長があたり、第 18 条の臨時評議員総会の規定を削除したうえ、役員を評議員と読み替え、第 32 条を定款第 18 条第 1 項と読み替える。

第 3 条 (評議員候補者の推薦)

評議員候補者は、現任の評議員 2 名以上が共同して本会の正会員および一般会員（以下「正会員等」という）の中から推薦する方法により指名される。

- II. 前項の推薦をする評議員は、定時評議員総会が開催される日の 2 カ月前までに、次の書類を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 評議員 2 名以上の推薦状
 - (2) 履歴書（最終学歴、主な職歴および専攻研究のテーマを記載したもの）
 - (3) 業績目録
- III. 評議員候補者は、3 年以上継続して正会員等であり、十分な研究歴および研究実績を有する者であって、かつ、選出にかかる定時評議員総会が行われる年の 8 月 31 日現在に年齢満 66 歳未満の者でなければならない。
- IV. 推薦を受けた評議員候補者が、この推薦を辞退する場合には、定時評議員総会が開催される日の 1 カ月前までに、理事長に対し書面によりその旨を届出なければならない。

第 4 条 (再任)

評議員は、再任することができる。

第 5 条 (定款および法令の準拠)

この規則に規定のない事項は、すべて定款および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令ならびに政省令に従う。

附 則

第 1 条 (最初に行われる評議員の選出)

本規則にかかわらず、設立後、最初に行われる評議員の選出は、理事会の決議をもってすることができる。